

申告

日程をご確認ください
所得税・町県民税の申告相談

☎ 総務課 税務係 ☎ (255)5921

2月17日(日)～3月17日(日)の間、申告相談を実施します。別表にある対象地区を優先します。できるだけ指定の日時にお越しください。

町での申告相談が必要な方

- 事業・営業、農業、不動産などの収入があった方
- 給与・年末調整により所得税が精算されている場合、申告は不要ですが、次に該当される方は、申告が必要になります
- ① パートなどで働き、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない
- ② 複数箇所から給与をもらっている
- ③ 年の途中で退職し、年末調整を行っていない
- ④ 平成25年中の給与の収入金額が2,000万円を超えている
- ⑤ 給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されていない
- ⑥ 給与収入が年間103万円以下で源泉徴収されている
- 年金・公的年金の収入額が400万円を超える方
- 土地・建物等の譲渡所得があった方
- 配当所得があった方
- 各種控除を受ける方
- ① 医療費控除、寄付金控除、雑損

町での申告相談が必要ない方

- 給与・年末調整済の給与支払報告書が町へ提出され、給与以外に所得がない方
- 年金・公的年金の収入額が400万円以下で、年金以外に所得がない方
- ※ 源泉徴収票に記載されていない生命保険料、医療費控除等の適用を受ける場合は住民税申告をする必要があります
- 収入なし又は障害年金や遺族年金を受給されている方
- ※ 非課税所得で生活している方の確定申告義務はありませんが、税関係の証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料等の減免申請、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、公営住宅の入居等で申告が必要な方は、住民税申告をお願いします

健診

平成26年度は健診時期や調査票の回収方法が変わります
基本健診・特定健診を4月と9月に実施

☎ 住民福祉課 保健予防係 ☎ (255)3112

今年の基本健診・特定健診の日程が決まりました。例年と変わり、健診時期や調査票の回収方法が変わりましたので、間違いないようお願いします。また、積極的に受診してください。

■平成26年度の基本健診

毎年、7月に実施している基本健診が、委託先のJA長野厚生連北信総合病院の医師体制の都合により、平成26年度は4月と9月に実施することになりました。

■実施日程

- 【春の部】
- 4月10日(日)：野尻湖支館
- 4月11日(日)：富士里支館
- 4月14日(日)：総合会館
- 4月15日(日)：総合会館
- 4月16日(日)：総合会館
- 【秋の部】
- 9月4日(日)：古間支館(予定)
- 9月5日(日)：古間支館(予定)
- 9月11日(日)：古海集会所
- 9月12日(日)：総合会館

■受付時間

午後9時～10時30分／午後1時～2時30分(※古海集会所のみ午後1時30分～3時)

※会場は、各公民館になります。都合の良い会場で受診してください。

■調査票の回収

1月中旬に各種健康診査対象者調査票が届きます。各世帯宛に希望調査票が届きますので、各世帯ごとに返信用封筒に入れて住民福祉課保健予防係までお持ち頂くか、郵便ポストに投函してください。

※衛生組合長の回収はありませんのでご了承ください。

■その他

詳細については、1月にお送りする各種健康診査対象者調査票をご覧ください。また、住民福祉課保健予防係までお問い合わせください。



地域

皆さんの地域づくりに対して支援します
地域発元気づくり支援金の事業募集

☎ 総務課 まちづくり企画係 ☎ (255)5920

長野県では、皆さんの地域に対する思いを形にするお手伝いとして、「地域発元気づくり支援金」平成26年度事業を募集します。

■対象事業

自主的・主体的に取組む地域の元気を生み出す、モデル的発展性のある事業で補助金額が30万円以上のもの

■支援金交付額

◎ハード事業(道路・水路・建物等の建設や改修、1件10万円以上の備品取得など) Ⅱ2/3以内
 ◎ソフト事業(ハード事業以外) Ⅱ

3/4以内、ただし、所定の条件を満たす事業は4/5以内

■対象団体

公共的団体等(NPO法人・地域づくりを行うグループや協議会など)

■募集期間

1月6日(日)～2月3日(日)

■応募方法

応募書類をまちづくり企画係に提出してください。応募書類の詳細はお問い合わせください。

償却

変更がない場合も申告は必要です
償却資産の申告をお願いします

☎ 総務課 税務係 ☎ (255)5921

毎年1月1日現在で事業用に所有している償却資産は、1月31日までに所有状況を申告していただく必要があります。

■申告が必要な方

町内に事業用の償却資産を所有されている個人または法人／償却資産を他の事業者へ貸し付けている方

■提出書類

償却資産申告書(償却資産課税台帳)／種類別明細書

(増加資産・全資産用)／種類別明細書(減少資産用)

※前年度と変更がない場合は、償却資産申告書のみ提出ください。

■提出期限 平成26年1月31日(日) ※早めの提出をお願いします。